

令和4年度補正

和歌山県ものづくり生産力高度化

事業費補助金 公募要領

申請書受付期間

令和5年1月10日(火)～2月28日(火)17:00まで

申請方法

申請書類を電子メールに添付の上、以下のメールアドレス宛てに送付してください。

申請受付メールアドレス e0631001@pref.wakayama.lg.jp

申請書類の入手方法

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/seisanryokukoudoka.html>

お問い合わせ先

商工観光労働部企業政策局産業技術政策課産業技術推進班

TEL:073-441-2355 FAX:073-432-0180

令和5年1月

和歌山県

1 趣旨・目的

本事業は、県内ものづくり企業者の新たな産業創出、産業競争力の強化を図るため、県内ものづくり企業者が行う、デジタル技術等を駆使してビジネスモデルを変革し、生産力を高度化するための設備等の導入に要する経費に対して、支援することを目的とした補助制度です。

2 補助対象事業者

次の(1)から(3)のいずれも満たす者であること。

(1) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類E - 製造業に属する産業を営む者であること。

なお、製造業を含む複数の産業を営む者について、営む産業のうち製造業が占める割合は特に問わない。

(2) 和歌山県内に事業所を有する者であること。

(3) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者に該当しない者であること。

3 補助対象事業

補助対象事業者が行う、生産力高度化のための設備等を導入する事業であり、次の(1)及び(2)のいずれも満たすものであること。

(1) 知事が定める期間内に生産力高度化計画書(別記第1号様式)を別途知事が定める方法により提出し、その承認を受けた事業であること。

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当する事業であること。

ア 補助対象経費の総額が300万円以上であり、製造業の範囲において使用するものであること。

イ 和歌山県内の事業所で導入する設備等であること。

ウ 国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。

エ この補助金の交付決定の日から令和6年3月10日までの事業実施期間に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続がこの期間内に完了する事業であること。

4 補助対象経費

次の(1)もしくは(2)を満たし、製作の後、事業の用に供されたことのない設備等の導入に要する経費であること。ただし、設備等の導入に付帯する作業(機器の運搬、設置・取付、設定、操作研修、電源等の事前工事等)費は補助対象外とする。

(1) 中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号)第16条第2項第1号に規定する設備であることが確認できるものであること。

具体的な要件は、次のア及びイとなります。

ア 販売開始時期(設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること)及

び生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）を満たす設備であること。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものについては、生産性向上指標に係る要件は不要とする。

【対象設備について】

設備の種類	用途又は細目	販売開始時期
機械装置	全て （発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。）	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	5年以内
器具備品	全て （医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）	6年以内
建物附属設備	全て （医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。）	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	5年以内

イ アであることの工業会証明書を取得できるもの。（証明書の写しは完了検査までに取得して下さい。）

（2）令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程（サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）第6条に規定するITツールに登録されていることが確認できるものであること。

5 補助率等

(1) 補助率：補助対象経費の3分の1以内

(2) 補助上限：2,000万円

補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、2,000万円とを比較して少ない方の額

6 申請書類受付期間

申請開始日：令和5年1月10日（火）

締め切り日：令和5年2月28日（火）17時まで

締め切り日の17時までに電子メールの到着が確認できたもの。

7 申請方法

申請書類を電子メールに添付の上、以下のメールアドレス宛てに送付してください。その際、メールの件名（題名）を必ず「(申請書) 令和4年度補正和歌山県ものづくり生産力高度化事業費補助金」としてください。

【申請受付メールアドレス】 e0631001@pref.wakayama.lg.jp

8 申請書類について

申請書類は以下のとおりです。

(1) 生産力高度化計画書（別記第1号様式）

(2) 収支予算書（別記第2号様式）

(3) 導入予定設備の製品仕様書もしくはカタログ

申請様式は県のホームページでダウンロード、確認ができます。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/seisanryokukoudoka.html>)

9 申請等に係る留意点について

- ・提出された書類は返却しません。
- ・補助対象経費の算定に当たっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように充分精査してください。
- ・補助対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、または今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。
- ・申請内容における個人情報等は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

10 申請～補助金交付決定までのスケジュール

- (1) 申請書提出期間：1月10日(火)～2月28日(火)17時まで
- (2) 審査：3月中旬
- (3) 採択決定：3月下旬
- (4) 交付決定：4月上旬頃

スケジュールは都合により変更となる場合があります。

11 審査について

提出された生産力高度化計画書等について、審査委員会による書面審査を実施し、事業目的に適合すると認められる計画を選定します。

審査のポイントは主に以下の内容となります。

- (1) 取り組もうとする生産力高度化計画の妥当性、効率性
- (2) 生産力高度化に向けた他の取組の内容の妥当性
- (3) 労働生産性の向上見込みの妥当性、効率性、上昇度
- (4) 収支計画の妥当性